

「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案の慎重な審議を求め
る意見書

政府は、3年後に控えた東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据え、テロを含む組織犯罪を未然に防止するために「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案を、平成29年3月21日に閣議決定し、国会に提出しました。

この法改正は、国際社会からの要請も踏まえ、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（国際組織犯罪防止条約）」を締結するために不可欠な国内法の整備であるとしています。

国際組織犯罪防止条約は、既に187の国と地域が締結しており、急速に複雑化、深刻化している国際的な組織犯罪に対処するため、早期の締結が極めて重要であります。政府は、締結のためには「テロ等準備罪」の新設が必要としています。条約の一部留保をして締結することが可能とする見解や、個別の法律ごとに必要性を検討し、一部に予備罪を設けること等で条約の要請を満たすことができるとの主張もあります。

また、政府は「テロ等準備罪」について、処罰の対象を「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団」としたことで、一般のNPO法人や企業、労働組合が処罰の対象にならないことが明確になったとしています。これら団体が「準備行為」の名の下で、容易に組織的犯罪集団と受け取られる可能性があることと危惧されています。ましてや、それを判断するのは捜査機関であり、恣意的な捜査が行われることも懸念され、国民の権利や自由が大きく制限されることにもつながりかねないという指摘もあります。

さらに、対象となる犯罪は、当初の676から277に絞り込んだとしています。条約締結のためには対象犯罪を内容に応じて選別することはできないとしてきたこれまでの政府見解との整合性も問われています。

よって、国及び政府関係機関に対し、「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案について、今国会での成立にこだわることなく、国民の不安や疑問に答えられるよう幅広い観点から慎重に審議されるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成29年3月24日

岩手県北上市議会

(提出先)

内閣総理大臣

法務大臣

内閣官房長官